

第二回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会概要

第二回合同検討委員会概要	委員からの意見・指摘事項	行政の対応
<p>1 汚染除去と汚染拡散防止策について</p> <p>(1)これまでの調査結果について</p> <p>両県のこれまでの調査結果を同一のマップにした。</p> <p>調査位置図：高密度電気探査、ボーリング調査、トレンチ掘削調査、弾性波調査</p> <p>廃棄物分布図：両県の廃棄物分布を示した。</p> <p>事業場内廃棄物分析結果：特別管理産業廃棄物超過地点とその分布を示した。</p> <p>地下水水質分析結果：各観測井ごとに地下水の環境基準超過項目を示した。</p>	<p>地下水・廃棄物の検査結果データがほしい。 (川本委員)</p> <p><委員長意見></p> <p>技術的・科学的評価は別として、調査結果は信頼が おけるものである。</p>	<p>両県の検査結果データを委員全員に送付</p>
<p>(2)今後の対応について</p> <p>汚染の除去について</p> <p>住民の健康被害の防止と安心感の醸成を第一に、最終形態を「有害廃棄物の除去」と位置付ける。</p> <p>汚染拡散防止対策について</p> <p>西側エリアについては、有害廃棄物の除去が最終形態であるが、しゃ水壁による汚染拡散防止策は、有害廃棄物からの浸出水による周辺環境への影響を防止するとともに、有害廃棄物の除去作業の過程で必要な措置と位置付ける。</p> <p>東側エリアについては、有害廃棄物の除去が最終形態であり、早急に汚染そのものを除去することにより、恒久的な安全状態を早急に確保することを第一として、汚染拡散防止策は暫定措置と位置付ける。</p> <p>原状回復スケジュールについて</p> <p>西側エリアについては、14年度に汚染拡散防止基本計画を策定し、15年度に実施設計、15年度から16年度で水処理施設建設、16年度から18年度で汚染拡散防止壁築造工、雨水等表面排水工の工事を行う。</p> <p>また、15年度以降、特別管理産業廃棄物から撤去に着手する。</p> <p>東側エリアについては、14年度実施の汚染拡散防止に関する調査により対策を講じ、15年度から撤去と現地浄化を組み合わせ、特別管理産業廃棄物を3年間で撤去する。</p> <p>両エリアとも、随時周辺環境モニタリング調査を実施するとともに、有害廃棄物の除去後に土地還元、跡地整備、環境再生等の対応を図る。</p>	<p>両エリアとも環境再生を実現するのに支障となるものは除去するとなっているが、具体的には周辺に影響を与えるような汚染リスクの高いものについても、汚染拡散防止したうえで早急に同時並行的に除去する。この詳細を技術部会で詰めなければならない。 (古市副委員長)</p> <p>できるだけ雨が汚染の中を通らないようにしなくては。雨水対策が必要である。 (西垣委員)</p> <p>周辺環境のモニタリングシステムをつくる必要である。 (板井、藤縄委員)</p> <p>汚染拡散防止と水処理しながら、有害廃棄物の詳細を調査する必要がある。 (長谷川委員)</p> <p>有機溶剤については、ガス化等による除去を検討してはどうか。 (長谷川委員)</p> <p>東側調査の電気探査数を増やしていただきたい。 (古市副委員長)</p> <p>地下水の汚染状況を詳しく調べてほしい。 (長谷川委員)</p> <p>今調査している場所ではなくて、青森県は県道浄法寺田子線脇の牧草地についても不法投棄の状況を調査してほしい。 (工藤委員)</p> <p>現場の北側、東側への地下水の流れがないか精査してほしい。 (中澤委員)</p> <p>東側で流向流速方法の1つであるトレーサー法をや、水みちを把握してほしい。 (藤縄委員)</p>	<p>委員会に技術部会を設置し、協議することとした。</p> <p>両県で雨水対策について計画を策定中。</p> <p>両県で技術部会からの提言を受けてモニタリングシステムを構築し、強化することを検討する。</p> <p>西側エリア：汚染拡散防止のための遮水壁、浸出水処理施設を設置する。 東側エリア：有害廃棄物の詳細調査終了。汚染拡散防止と水処理は詳細調査結果次第で検討する。</p> <p>両県で廃棄物の埋立状況に違いはあるものの、技術部会の提言を受け、原位置浄化も視野に入れて検討する。</p> <p>東側エリア：1測線の計画を5測線に増やして調査した。</p> <p>両県で技術部会の提言を受け、現在までのモニタリング、詳細調査、今後のモニタリングで把握する。</p> <p>岩手県がH14にボーリング調査を行っていることから、調査の結果を見て検討する。なお、当該牧草地は、昭和55年に一般廃棄物処分場（し尿脱水汚泥）、昭和56年に産廃最終処分場（汚泥）として届出されている。</p> <p>両県で技術部会の提言を受け、H14.11.21に地下水の一斉観測を実施するなど検討中である。</p> <p>東側エリア：詳細調査の結果、流速が遅くトレーサー調査では時間と費用を要することから、イオン分析を実施</p>

第二回合同検討委員会概要	委員からの意見・指摘事項	行政の対応
	フェノール類、基準にない物質の調査も必要ではないか。 (西垣委員)	両県で技術部会からの提言を受け、対応を検討する。
	現場で何か措置が進んでいるかが見えることが大事である。西側の流れている水への処置が必要ではないか。 (小原委員)	西側エリア：H14において、暫定的な浸出水浄化対策として、バーク(杉の樹皮)による浄化施設を2箇所設置した。
	工事中の大気モニタリングが必要である。 (川本委員)	両県で技術部会からの提言を受けてモニタリングの位置等を決定し、工事の際に実施できるよう検討する。
		(委員からの意見の総括) 委員からの意見を踏まえ、行政対応を図る。
2 技術部会の設置について (1)目的 原状回復及び環境再生を実現するための具体的手法等に関する技術的評価等を行うことを目的として、技術部会を設置する。 (2)位置付け 部会は委員会の下、次の事項について評価等を行う。 原状回復及び環境再生に係る調査に関する技術的事項 原状回復及び環境再生の方策に関する技術的事項	<委員長説明> 技術部会は上記事項の評価等を行うが、必ず合同検討委員会で総合的な評価をして青森・岩手両県に返すものである。	
3 排出事業者責任の追及について 排出事業者責任追求の状況と平成14年9月以降の予定を説明した。	措置命令の措置を講じるに当たって、廃棄物の特定が難しいと思うが、具体的にどのような形で措置命令を行うのか。 (笹尾委員)	廃棄物との因果関係が証明されると排出事業者が特定できるが、例えば燃え殻、汚泥、廃油等については、どのような措置命令のかけ方があるのか、環境省と十分協議し、あるいは指導をいただいてやっていきたい。

第二回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会後の経過について

(1) 排出事業者責任の追及

- 14.8.30 環境省主催「関係都県市担当部長会議」を開催し、排出事業者等の責任追及については、国、両県、排出事業者等が所在する都県市の連携のもと行う必要性を説明し、関係都県市へ協力を要請した。
- 14.9.27 両県主催「関係都県市担当者説明会」を開催し、両県が行う排出事業者等への責任追及事務において、関係都県市に依頼したい具体的な協力内容を説明し、協力を要請した。
- 14.10.28～11.14 排出事業者等の調査の徹底を図るため、各関係都県市の協力を得て、報告徴収等の趣旨及び内容等を説明する「排出事業者等説明会」を両県共催で開催した。
- 14.12.24 収集運搬業者からの報告等を基に排出事業者の第2次リストアップ作業を実施してきた結果、新たに約8,000業者の報告徴収対象排出事業者をリストアップした。

(2) 東側詳細調査の実施

平成14年10月から11月にかけて、現場内東側において地盤、地下水、廃棄物等にかかる調査を実施。結果が判明次第、技術部会に報告。

(3) 合同会議の実施

平成15年1月22日、二戸市において青森・岩手合同会議を開催。第三回合同検討委員会について協議

中間報告書

平成 15 年 2 月 8 日

青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会

技 術 部 会

青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会の技術部会における、これまでの検討内容について、合同検討委員会に中間報告を行うものである。

1. 技術部会開催実績

これまでに以下の日程で3回の技術部会を開催した。(資料2-2参照)

第1回：平成14年11月9日・青森市内

第2回：平成14年12月11日・盛岡市内

第3回：平成15年1月14日・八戸市内

2. 有害廃棄物の除去について

第2回、第3回の部会において、次のとおり整理した。

(1) 合同検討委員会の方針

現場の原状回復を図ることを基本的視点とし、汚染除去について最終形態を有害廃棄物の除去と提言

現場の環境再生の形態については、今後合同検討委員会で検討

(2) 両県の共通認識

現場の原状回復を図る

有害廃棄物は除去する

有害廃棄物に位置付けられる特別管理産業廃棄物相当廃棄物(以下、「特管相当廃棄物」という。)は優先的に撤去する

特別管理産業廃棄物を除く有害廃棄物の基準については、現場の不法投棄廃棄物の特性(種類、量、有害性、投棄形態等)の分析・評価を踏まえ、技術部会における考え方を集約する

(その後の合同検討委員会への報告、同委員会での検討を踏まえた提言に基づき、最終的には行政が判定基準を決定する)

(3) 技術部会としての検討(評価・提言)内容

原状回復に向けた除去手法を検討するために必要な調査内容

原状回復を図る適切な除去(撤去・浄化)手法

特管相当廃棄物を除く有害廃棄物の除去優先順位

現場の環境影響を監視する適切なモニタリング計画

(合同検討委員会で提言された環境再生に向けての技術的検討)

(4)技術部会としての検討結果

優先的に撤去すべき廃棄物は、特別管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物（汚泥）の判定基準を超える廃棄物とし、全量撤去とした。

特管相当廃棄物以外の有害廃棄物については、現場東側、西側の不法投棄廃棄物の特性（種類、量、有害性、投棄形態等）を考慮して判定基準及び対策を決定することとした。

(参考)

	有害廃棄物	
分類	優先的に撤去すべき廃棄物	汚染を除去すべき廃棄物
対策	全量撤去	撤去又は現地浄化
基準	特別管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物（汚泥）の判定基準を超える廃棄物	現場東側、西側の不法投棄廃棄物の特性（種類、量、有害性、投棄形態等）を考慮して判定基準を決定する

3. 検討結果

(1) 現場の調査内容

両県調査データの一元化、両県合同の地下水位一斉観測実施及び不法投棄地域全域の既存空中写真の提出を指示した。これに対し、

両県で実施した調査データは、共通の分類基準・データフォーマット（参考資料1-1）によって整理・データベース化することによって一元化し、共通の基図上（参考資料1-2）に表現することとした。

両県で平成14年11月21日に一斉地下水位観測を実施し、不法投棄現場の地下水位等高線図を作成（参考資料2）するとともに、大局的な地下水流向分布を把握した。なお、平成13年4月にも、地下水位及び地下水流向・流速観測を行っている。

不法投棄地域全域の既存空中写真を整理し、年代別の現場状況を精査中。（継続）
（参考資料3-1～3-7）

東側エリアの、調査内容の中間報告（参考資料4-1）があり、内容については検討中。一部、地表・地質踏査結果（参考資料4-2）と地下水流向・流速測定結果（参考資料4-3）を示す。

(2) 有害廃棄物除去対策

特管相当廃棄物の除去手法、特管相当廃棄物以外の有害廃棄物の判定基準と除去手法を検討しているが、これら対策を行う上で必要な施設である、遮水壁、浸出水処理施設、浸出水貯留池等の技術的な内容について検討を行った。

その結果、西側の特管相当廃棄物量の算出根拠についての説明の要求と現場内の汚染水対策が重要であるとの指摘があった。

これに対し、

参考資料5に示すような原水水質に関するデータ及び水処理フローが示された。水処理フローについて、今後、若干の検討が必要との指摘があった。

（参考資料5）

特管相当廃棄物量の算出根拠は概略調査であり、場合によっては追加の調査もありうることにした。

現場内の汚染水対策について、緊急に対策を検討することとした。

中間報告書（資料2 - 1）
参考資料

平成15年2月8日

青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会

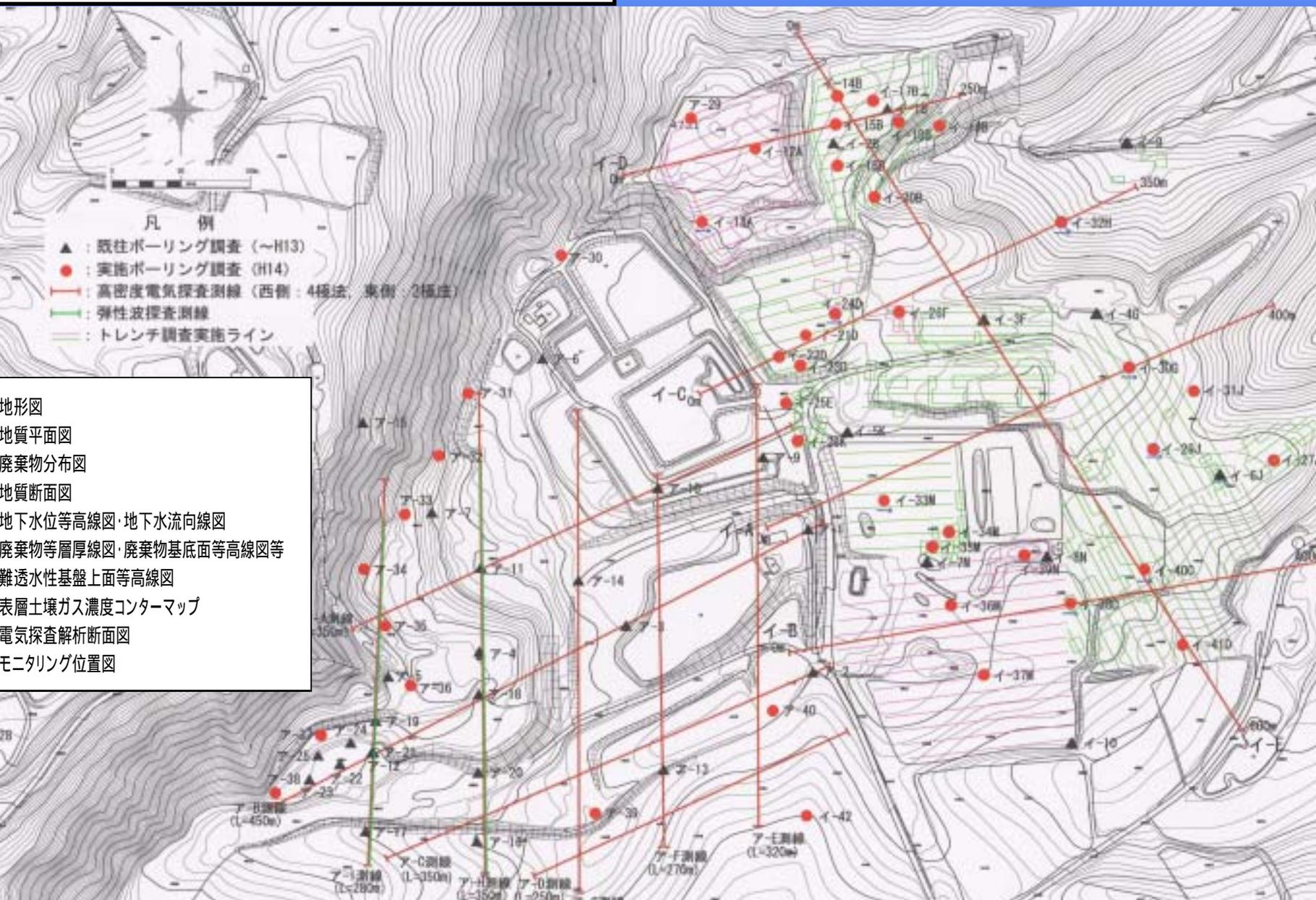
技術部会

分類基準・データフォーマットの統一について

分類基準の統一	調査項目	地質分析、地盤・岩盤性状、透水性、土質・岩質物性等
	分析項目	表流水・地下水、土壌、廃棄物、大気汚染分析項目等
	書式	地形図類、断面図類、コンター図類の縮尺・記号等の統一
	ボーリング孔番号・観測井戸番号	ボーリング・観測井戸台帳の整理 (青森県:ア - 1, 2..., 岩手県:イ - 1, 2...)
	使用基図	・両県統一調査図面類 1/1,000地形図 ・土木設計図面類 1/500地形図 ・周辺環境モニタリング地点位置図 森林基本図1/10,000あるいは1/25,000地形図
	断面図類の名称	断面図類に統一番号を割り当て
	地下水位観測	最低年4回(四季毎)に定期一斉観測を合同で実施
	汚染モニタリング	合同で実施
	測量基準点	和平山4級三角点をすべての基準点とする
データフォーマットの統一	地形図類・断面図類・コンター図	AutoCAD2002
	ボーリングデータ	
	柱状図作成	地質・岩盤柱状ベース(基礎地盤C)
	断面図上への図化	AutoCAD2002
	柱状図データベース	PDFファイル形式
	ボーリングコア写真	JPEGファイル形式
	分析データ	EXCELファイル形式
	報告書類	Wordファイル形式
	プレゼンテーション用資料	PowerPointファイル形式
地質構造三次元解析図	GEORAMA(CRCソリューションズ)	
汚染物質の移流・拡散シミュレーション		

統一図面類について

例) ボーリング調査等位置図



凡例

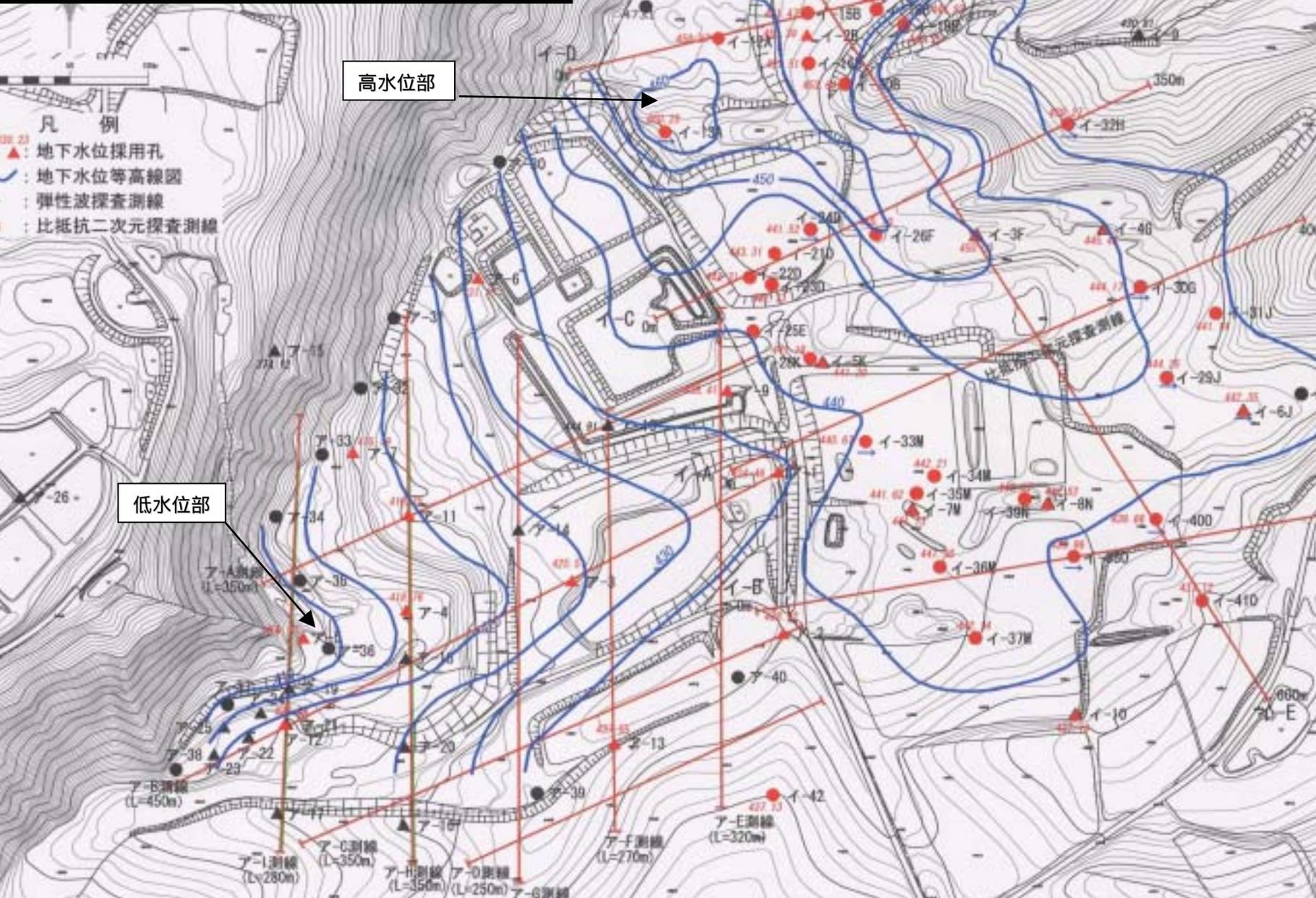
- ▲ : 既往ボーリング調査 (～H13)
- : 実施ボーリング調査 (H14)
- : 高密度電気探査測線 (西側: 4極法, 東側: 2極法)
- : 弾性波探査測線
- - - : トレンチ調査実施ライン

- 地形図
- 地質平面図
- 廃棄物分布図
- 地質断面図
- 地下水位等高線図・地下水流向線図
- 廃棄物等層厚線図・廃棄物基底面等高線図等
- 難透水性基盤上面等高線図
- 表層土壌ガス濃度コンターマップ
- 電気探査解析断面図
- モニタリング位置図

地下水水位一斉観測結果

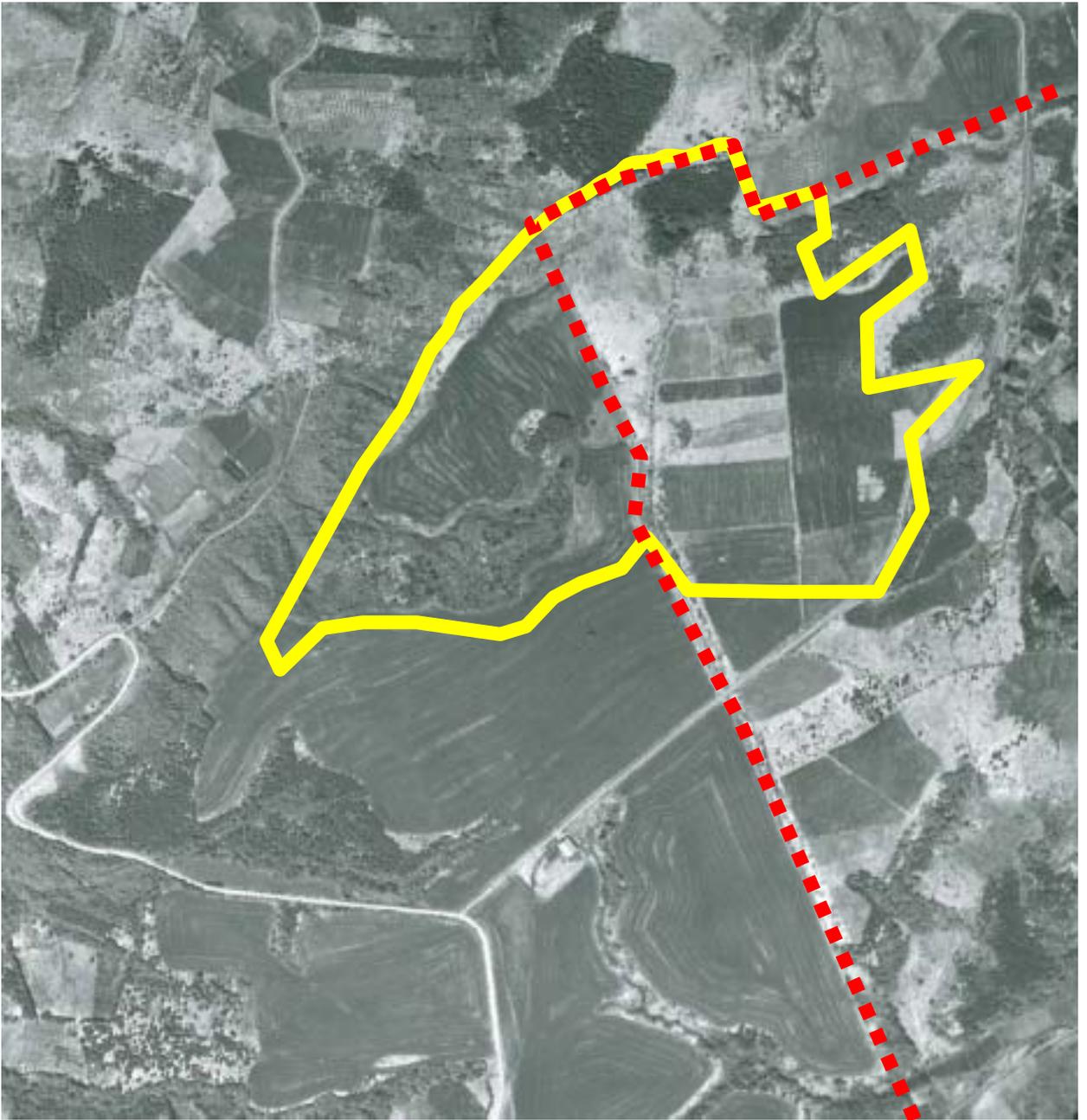
(地下水水位等高線図)

平成15年11月21日観測分
参考資料2



高水位部

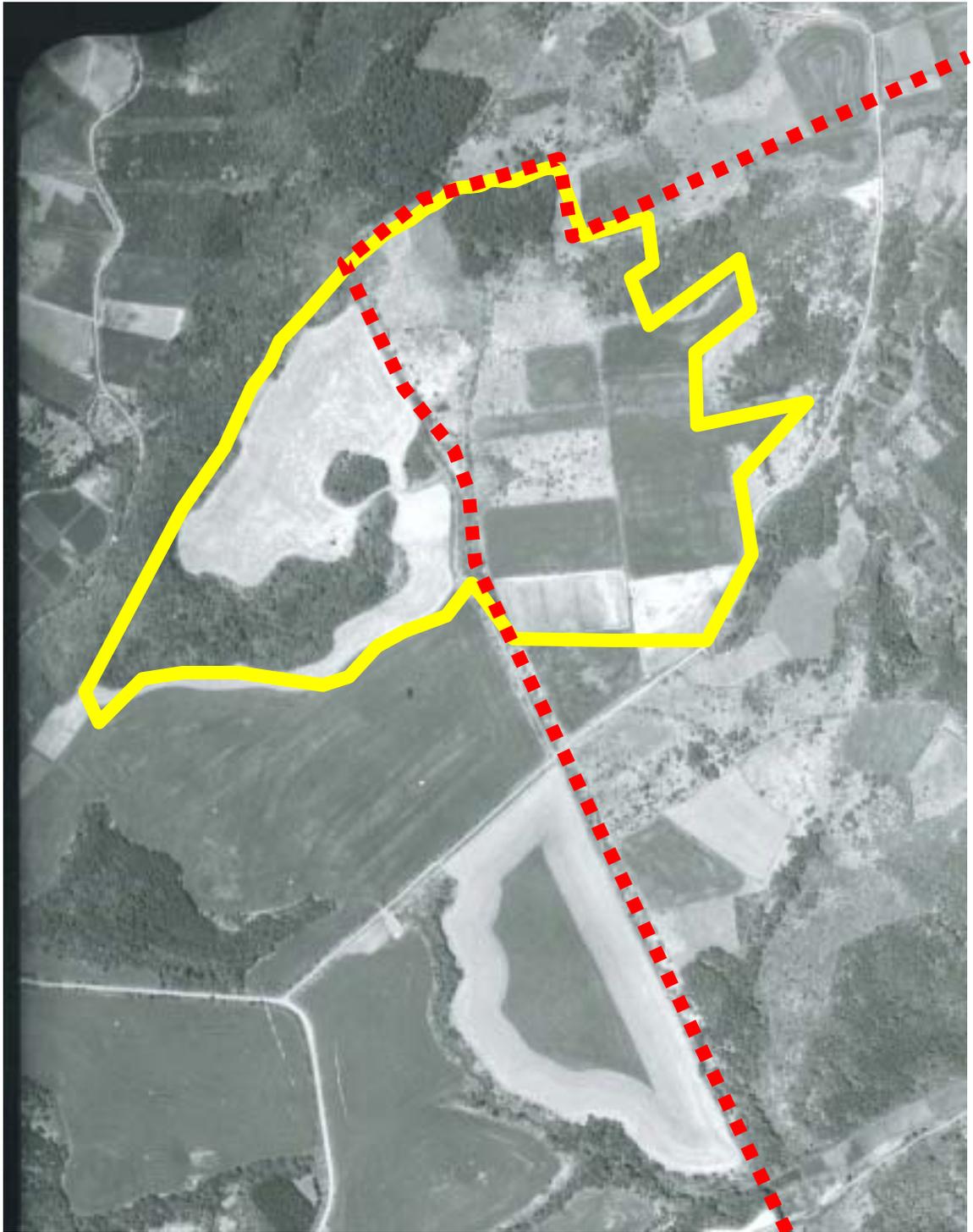
低水位部



1972年(昭和47年)5月

事業者の動き

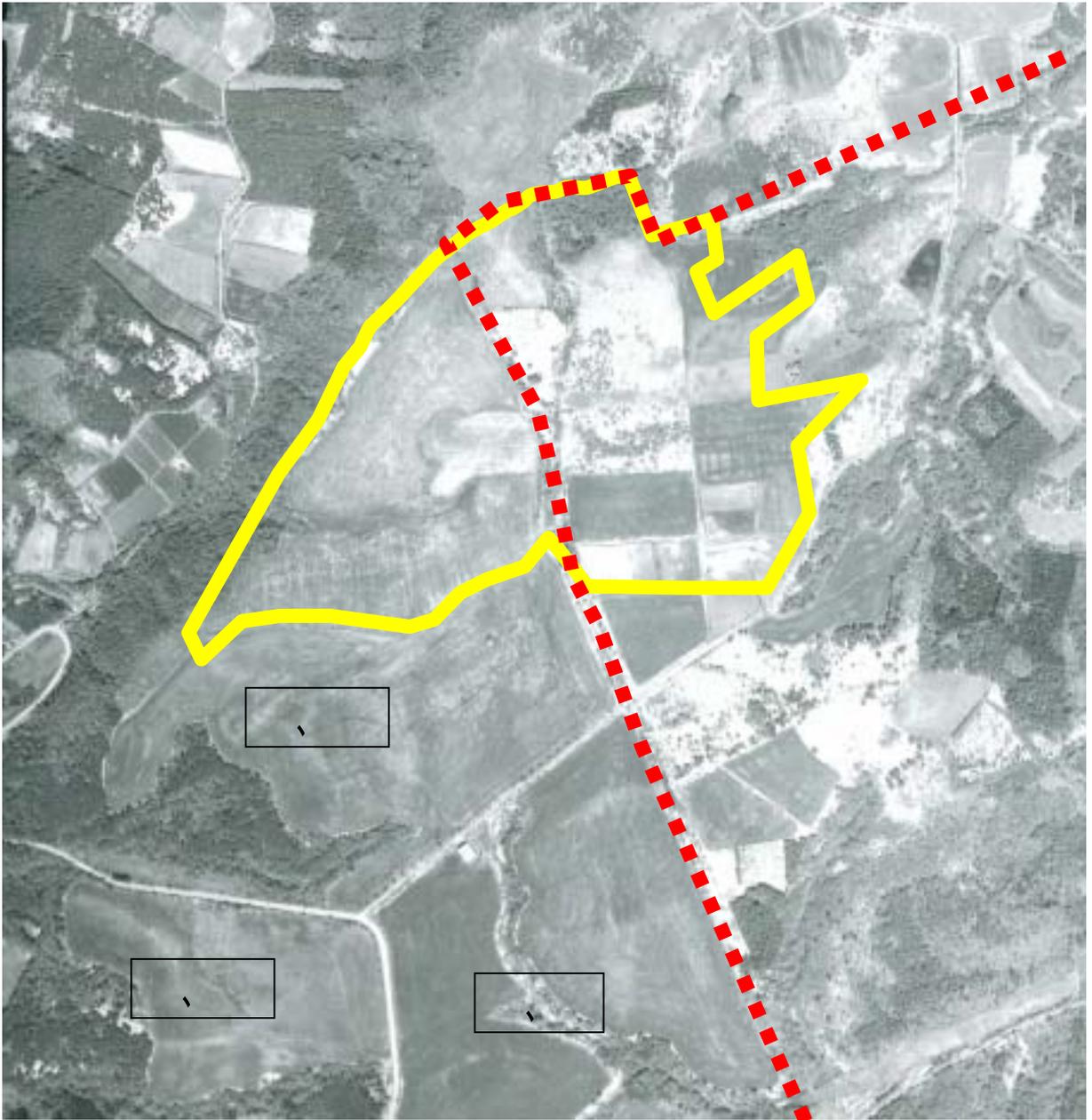
事業活動は行われていない



1977年(昭和52年)6月

事業者の動き

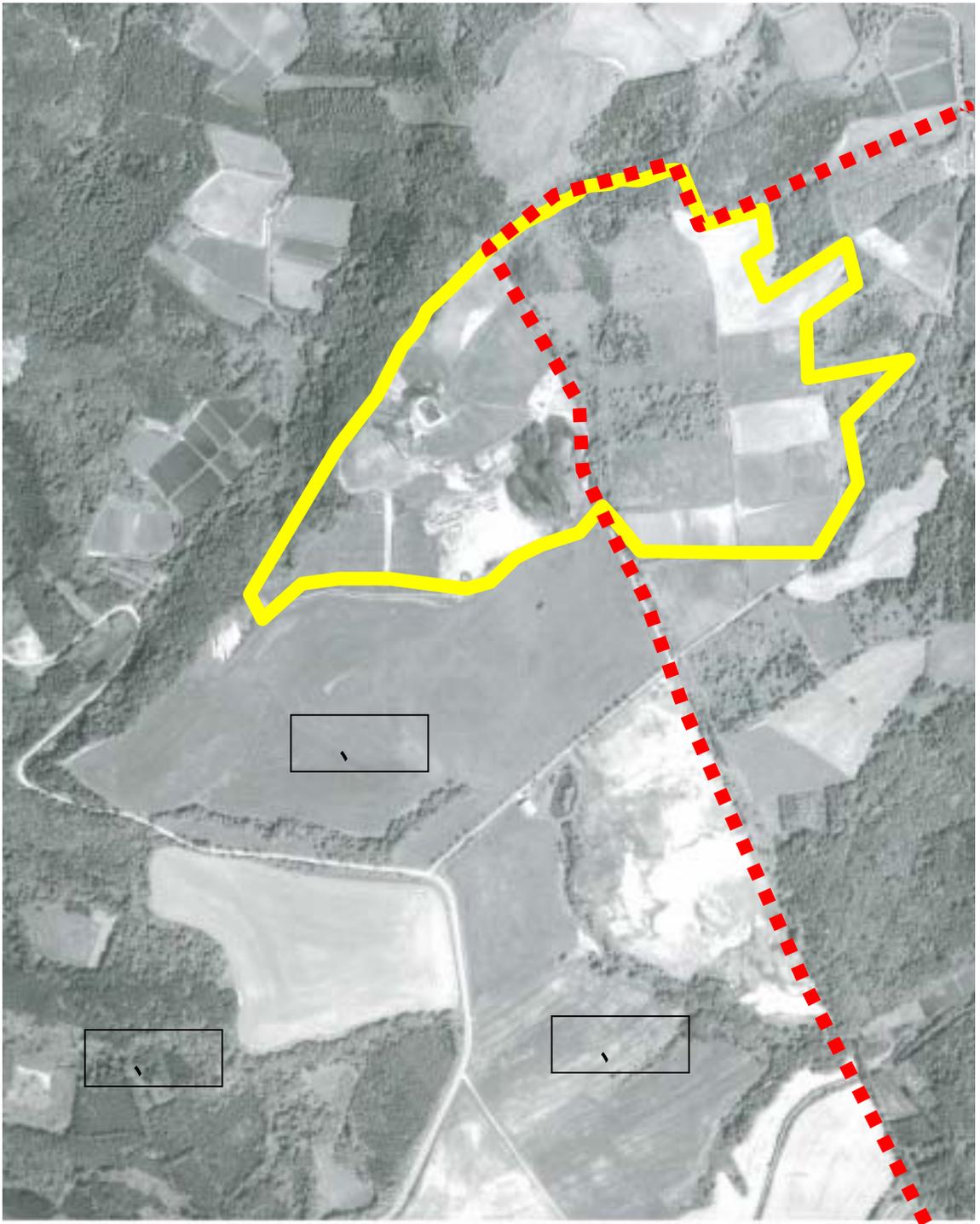
事業活動は行われていない



1982年(昭和57年)5月

事業者の動き

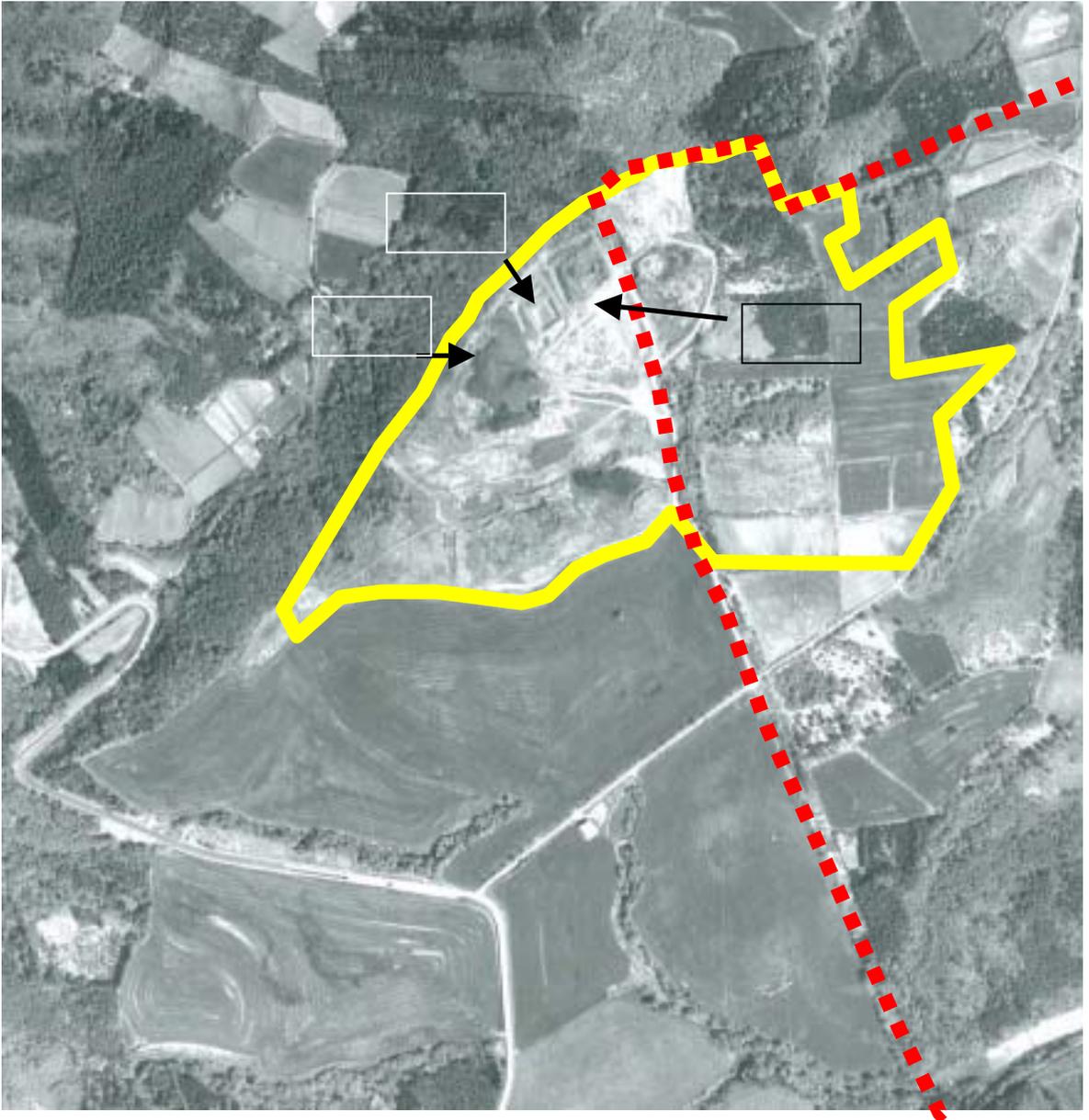
- ・S55.5 一廃処分場(10,000,000m²)届出(S55.5受理) H2.1当該処分場使用廃止届出
- ・S56.3 産廃処分場(1,069,500m²)届出(S56.7受理)
- ・S56.4 産廃処理業(以下「処理業」という。)許可申請(S56.7許可)
- ・S56.7 処理業(収集運搬)許可申請(S56.8許可)



1987年(昭和62年)5月

事業者の動き

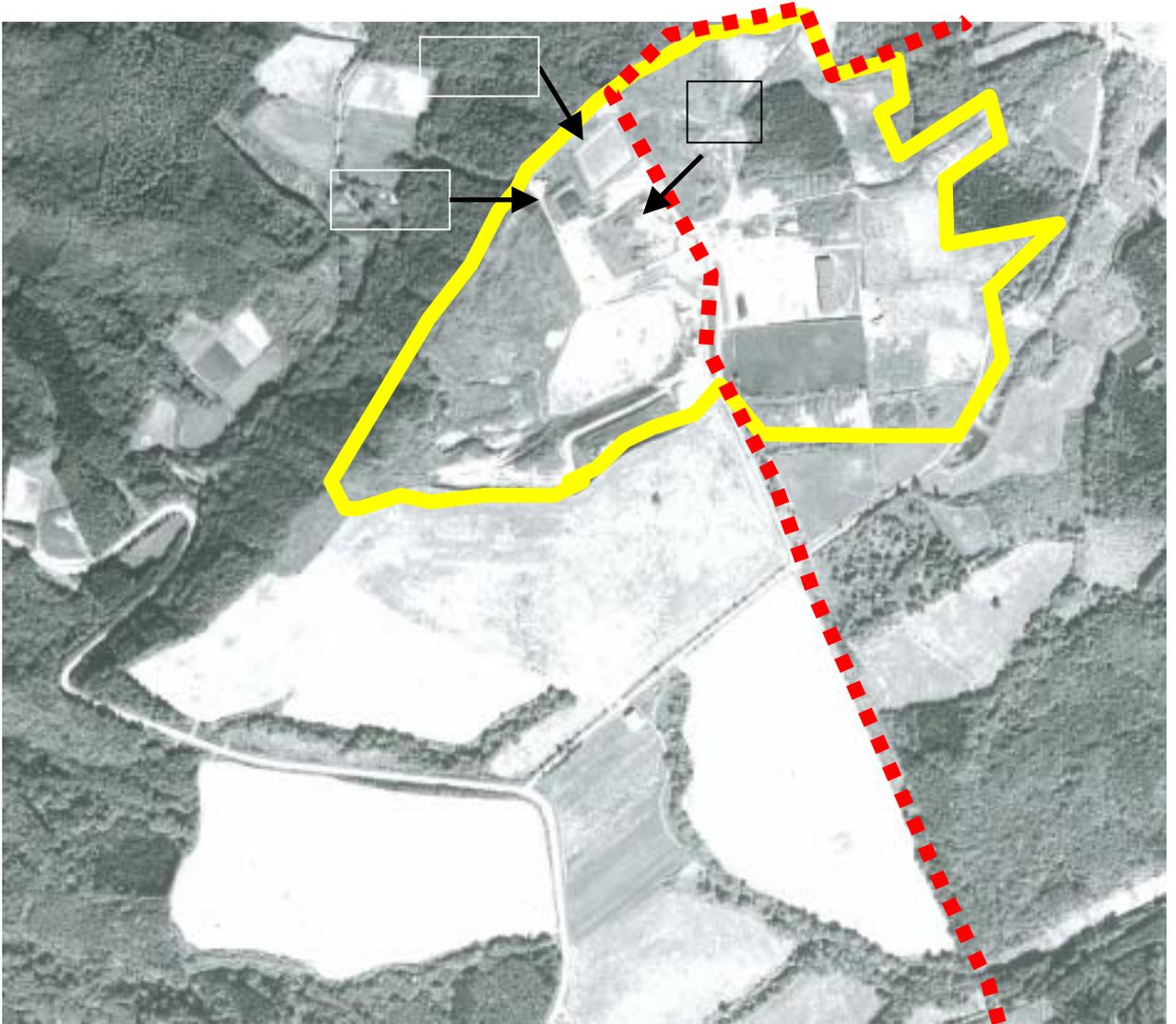
・参考資料3-3と同様



1992年(平成4年)4月

事業者の動き

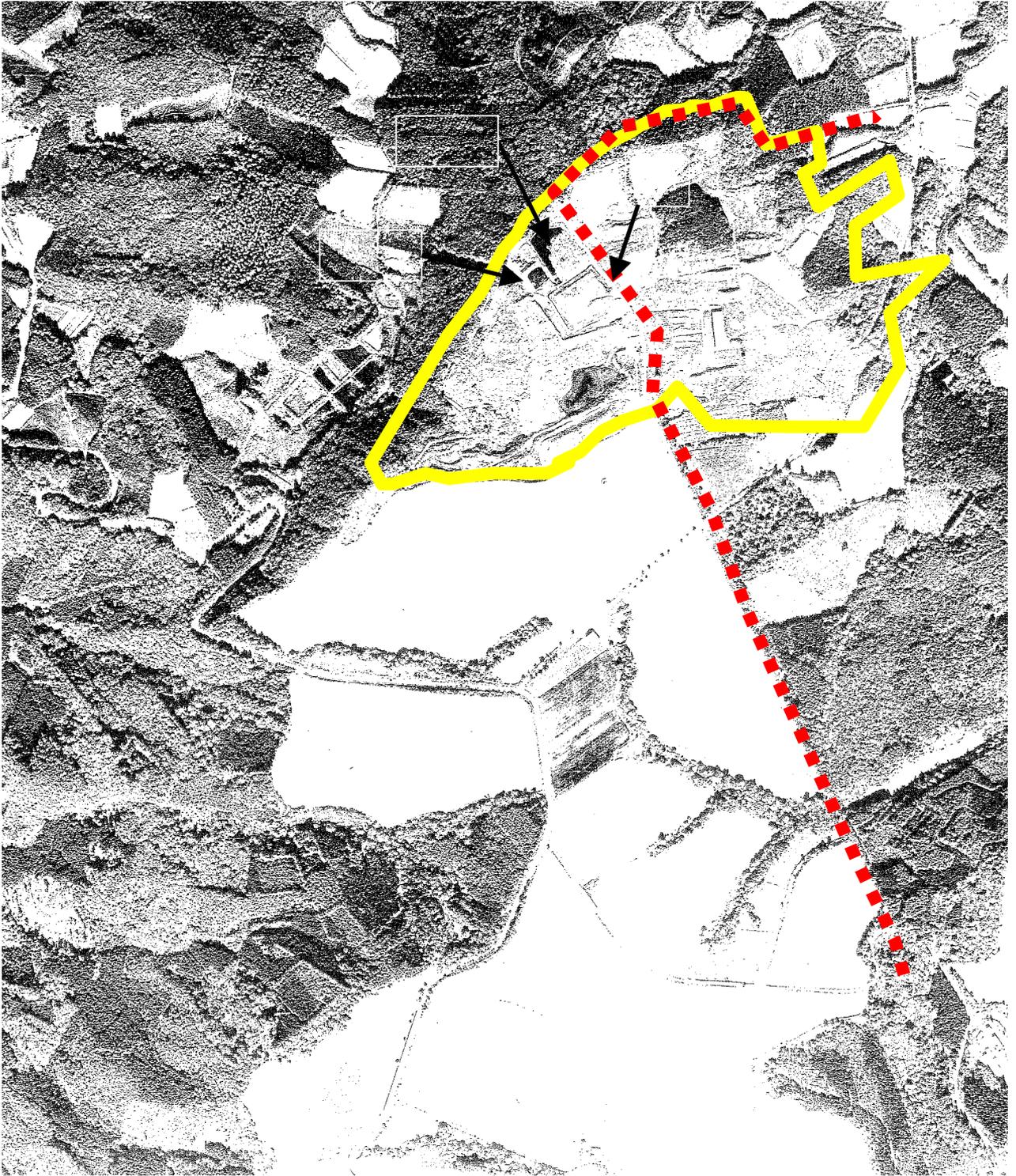
- ・S63.8 処理業更新許可申請(H1.1許可)・H1.2処理業変更許可申請(H1.2許可)
- ・H1.11 最終処分場設置届出書(遮断型800m2許可対象外施設)
 - H2.1使用廃止届出
- ・H2.2 [処理業\(収集運搬\)許可](#)
- ・H2.11 処理業変更許可申請(H3.1変更許可 中間処理施設(許可対象外施設)稼動200トン/日)
- ・H3.1 管理型最終処分場(許可対象外施設)稼動



1997年(平成9年)6月

事業者の動き

- ・H6.8 中間処理施設(許可対象外施設)稼動200トン/日
- ・H7.2 [処理業\(収集運搬\)許可](#)
- ・H7.12 処理業更新許可申請(H8.1許可)
- ・H9.2 処理業変更申請(H9.3許可)
- ・H9.10 処理業変更申請(H9.12許可)



2002年(平成14年)10月

- ・H12.2 処理業(収集運搬)許可
- ・H12.8 処理業許可取消し

東側の調査報告について

東側調査については、現在分析作業を整えながら、汚染拡散シミュレーションの条件設定に向けた検討を行っている状況にある。

今後、シミュレーション結果を踏まえ、汚染拡散防止対策の基本的方向の提案に向け、鋭意取り組みを進める。

本委員会では、1月14日(火)に開催した第3回技術部会に提示した「東側調査報告」の、概要について報告するものである。

【報告の内容】

(1) 調査項目

- 1) 地表・地質踏査結果(図面添付)
- 2) 地質断面図(図面添付)
- 3) 比抵抗二次元探査結果
- 4) 地下水流向・流速測定結果(図面添付)
- 5) 現場透水・揚水試験結果
- 6) 降雨時における表流水の流れ
- 7) 現場見掛け比重試験結果
- 8) 水温・pH・電気伝導度観測結果
- 9) 気象観測結果

(2) 調査結果概要

技術部会への報告内容は、試料分析・対応策検討が未了であるため、現地作業結果について整理したものであり、それらを要約すれば次の様な内容となる。

1) 地表・地質踏査結果

これまでのトレンチ調査等に加え、現地踏査の結果を加味し、廃棄物等の分布状況を把握した。

2) 地質断面図

地表・地質踏査、31孔のボーリング調査、5測線(総延長2,000m)の比抵抗法二次元探査等の成果を踏まえ、地質断面図を作成した。

3) 比抵抗二次元探査結果

5測線で探査し、地盤を構成する地質等の一般的性状把握のほか、それぞれ廃棄物、岩盤を主眼として把握するため、比抵抗値を3段階に設定し探査を行った。

4) 地下水流向・流速測定結果

9箇所のボーリング孔で測定したが、1箇所は混濁のため観測不能であり8箇所でデータを得た。流向については、図の通り地下水位コンターと整合性のある結果となっており、流速はばらつきがあるが、0.18m/h～2.9m/hの範囲となっており、現在なお検討中であるが、速度としては「非常に緩やか」であり、「豊富な地下水量が賦存しているとは考えにくい」との分析・検討結果を提示した。

5) 現場透水・揚水試験結果

12箇所のボーリング孔で実施したが、地域東側の1箇所では地下水の存在が確認されなかった。

透水試験については、注水法が10孔(10回)で透水係数は $1.62 \times (-E05) \sim 3.94 \times (-E04)$ であり、回復法では11孔(16回)で透水係数は $2.43 \times (-E06) \sim 2.07 \times (-E03)$ のデータを得ている。限界揚水量については、11孔(16回)で実施し、 $0.03 \sim 3.20$ ($\frac{\text{L}}{\text{分}}$)のデータを得ている。

現在なお検討中であるが、このような調査結果から、「自然地盤としては低い透水性であり、地下水賦存量は少ないと言える」との分析・検討結果を提示した。

6) 降雨時における表流水の流れ

降雨時の表流水の流れを観測した結果、エリア北側を東流する沢を除くとエリア外へ流出している状況は確認されていないが、今後さらにエリア境界を越えて流れる流路の存在を調査する。

7) 現場見掛け比重試験結果

廃棄物が分布する代表地点において調査したところ、約 $1.1 \sim 1.4$ (t/m^3)の結果を得た。(これは、単純には、東側地域の不法投棄廃棄物15万 m^3 が、16.5万トン～21万トンの重量に換算されることと言える。)

8) 水温・pH・電気伝導度観測結果

地域全般に渡って調査した結果を図に整理した。

水温については、廃棄物投棄エリアで高い傾向が窺われた。ペーハーについては、エリア全体の傾向として、北側が大きく南側が小さい結果となっている。また、電気伝導度調査結果では、廃棄物が投棄されているエリアで高い数値が認められている。

9) 気象観測結果

現地観測所を2箇所設置し、現地の気象データを整理した。現場近傍のアメダス観測地点との比較検討により、気温、雨量についてはアメダス観測データの利用可能性が高いが、風力、風向については、観測値をベースにデータを整理していくことが必要である。

凡 例

地質時代	地 質	記 号	記 事
新 第 三 紀	廃棄物	パーク	Wa(b) 木材繊維を主体とする
		焼却灰	Wa(a) 焼却灰を主体とする
		RDF	Wa(r) 固形肥料を主体とする
		汚泥	Wa(o) 汚泥類を主体とする
		混合土	Wa(m) 廃棄物と土質の混合物
		パーク、混合土	Wa(b,m) パークおよび混合土を主体とする
生 地	埋 土	b	廃棄物を含まない埋土および廃棄物の覆土、主にローム質の土質。
	崖錐堆積物	dt	山裾や谷沿いに分布する軟質で緩い礫・砂・粘性土。
	降下火砕物2	af2	パミス、スコリア等を主体とする火山性噴出物で軽石、浮石を含む未固結層。
新 第 三 紀	降下火砕物1	af1	ロームを主体とし火山灰も含む細粒の火山性噴出物からなる未固結層。
	火砕流堆積物 凝灰岩	Pf	当該地においては凝灰岩に相当する。硬質な礫の混入はなく全体に軟質な固結層。
	凝灰角礫岩	Tb	粒径の不均一な硬質安山岩礫を多く含む。マトリクスは凝灰質で全体に軟質な固結層。

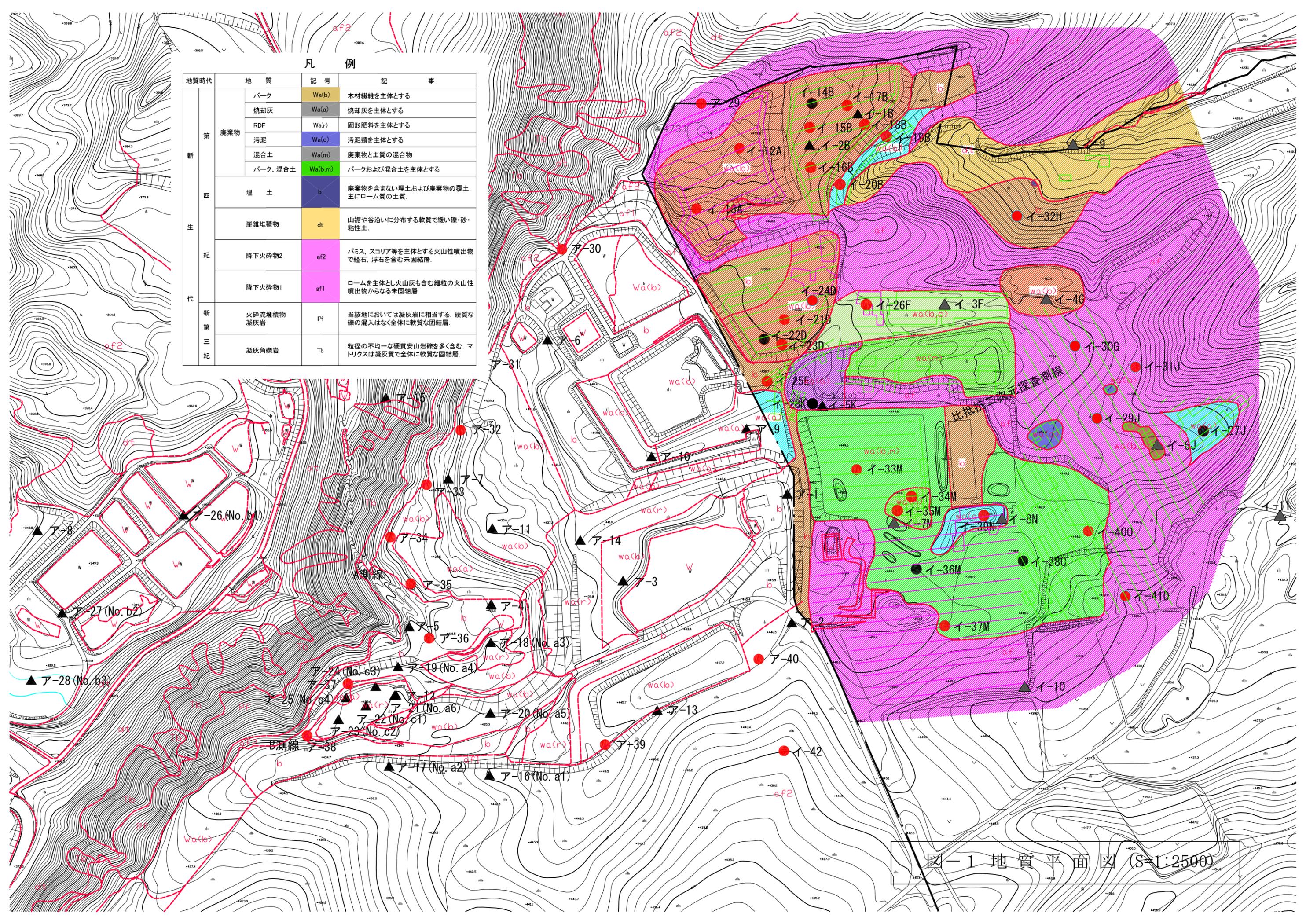


図-1 地質平面図 (S=1:2500)

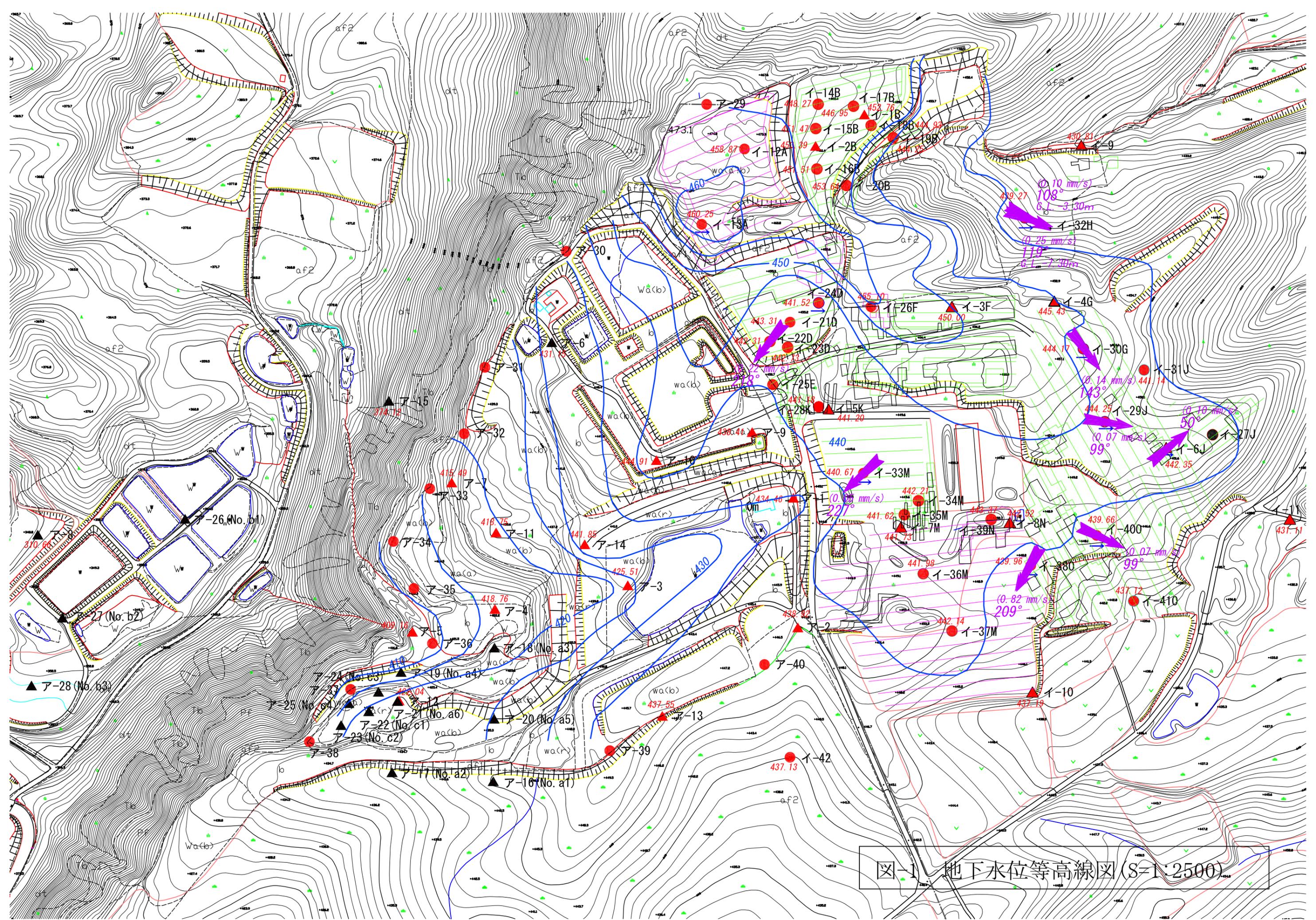


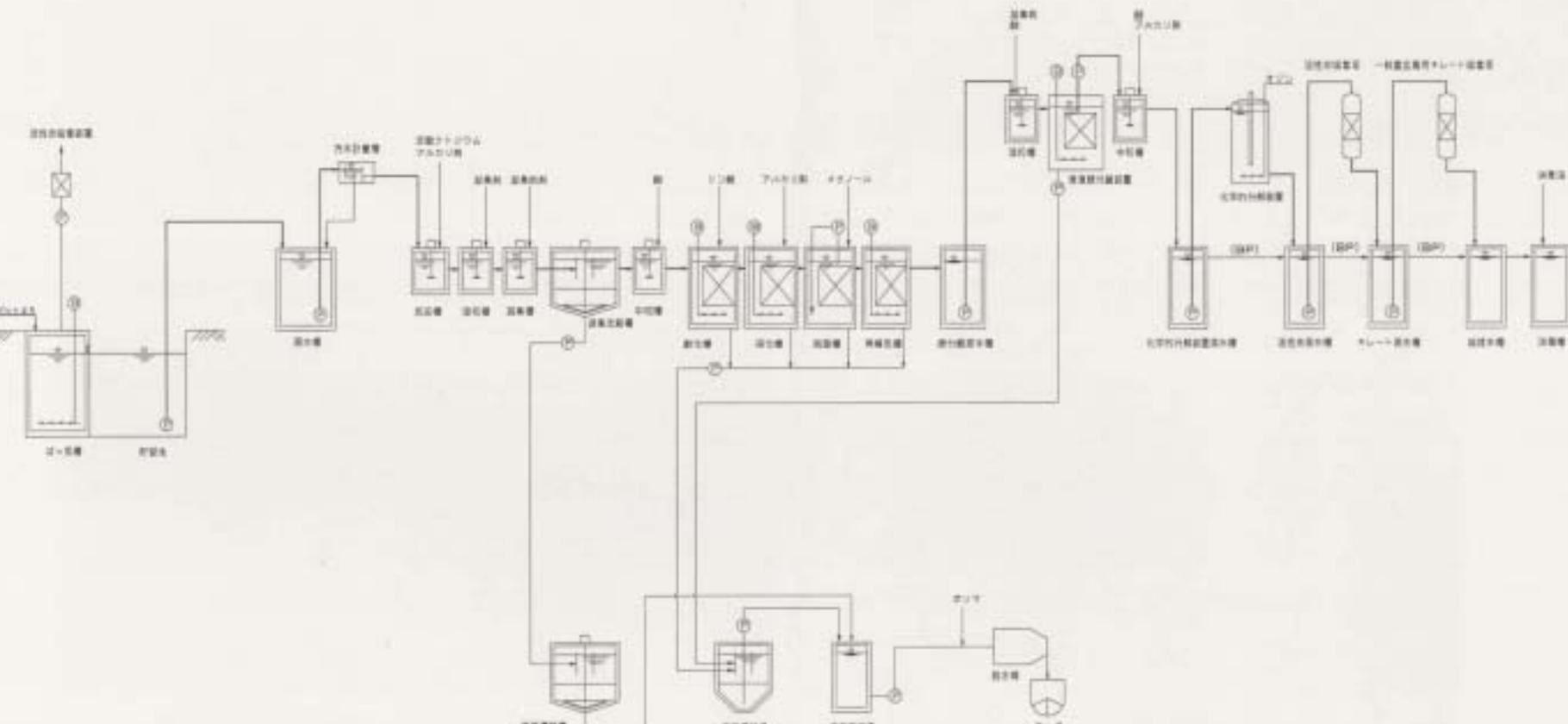
図-1 地下水位等高線図 (S=1:2500)

処理原水水質の設定と 浸出水処理フローシート

処理原水水質の設定

現場原水水質			計算で 推計	貯留池流入時濃度 (計算値)	
BOD	2300	mg/l		650	mg/l
COD	1300	mg/l	450	mg/l	
SS	230	mg/l	250	mg/l	
T-N	450	mg/l	200	mg/l	
TXN類	—		40	pp-TEQ/l	

浸出水処理フローシート



技術部会における議題について

第1回技術部会議題（平成14年11月19日）

- (1) 部会長・副部会長選任
- (2) 技術部会の位置付け及び検討方針・検討事項について
- (3) 報告事項
 - 1) 土生木建設(株)による不法投棄廃棄物撤去について
- (4) 検討事項
 - 1) 現地調査の内容について（東側エリア）
 - 2) 汚染拡散防止対策の技術的検討について（遮水壁、浸出水処理施設）
 - 3) 今後の検討スケジュールについて

第2回技術部会議題（平成14年12月11日）

- (1) 第1回技術部会における指摘事項について
 - 1) 現地調査結果のデータベース化内容について
（地下水位一斉測水結果、東側地域における調査中間報告）
 - 2) 有害廃棄物の基準に係る他県等の事例について
 - 3) 両県における「有害廃棄物」の考え方について
- (2) 現状回復方策について
 - 1) 水処理施設の技術的検討について
 - 2) 有害廃棄物の対策について（廃棄物の処理方法）

第3回技術部会議題（平成15年1月14日）

- (1) 第2回技術部会における指摘事項について
 - 1) 「有害廃棄物」の考え方について
 - 2) 不法投棄地域の既存航空写真について
 - 3) 現場西側エリアの検討項目について
 - ア) 特管相当廃棄物 33万 m³の算定根拠について
 - イ) 水処理のフローについて
- (2) 東側の調査報告について

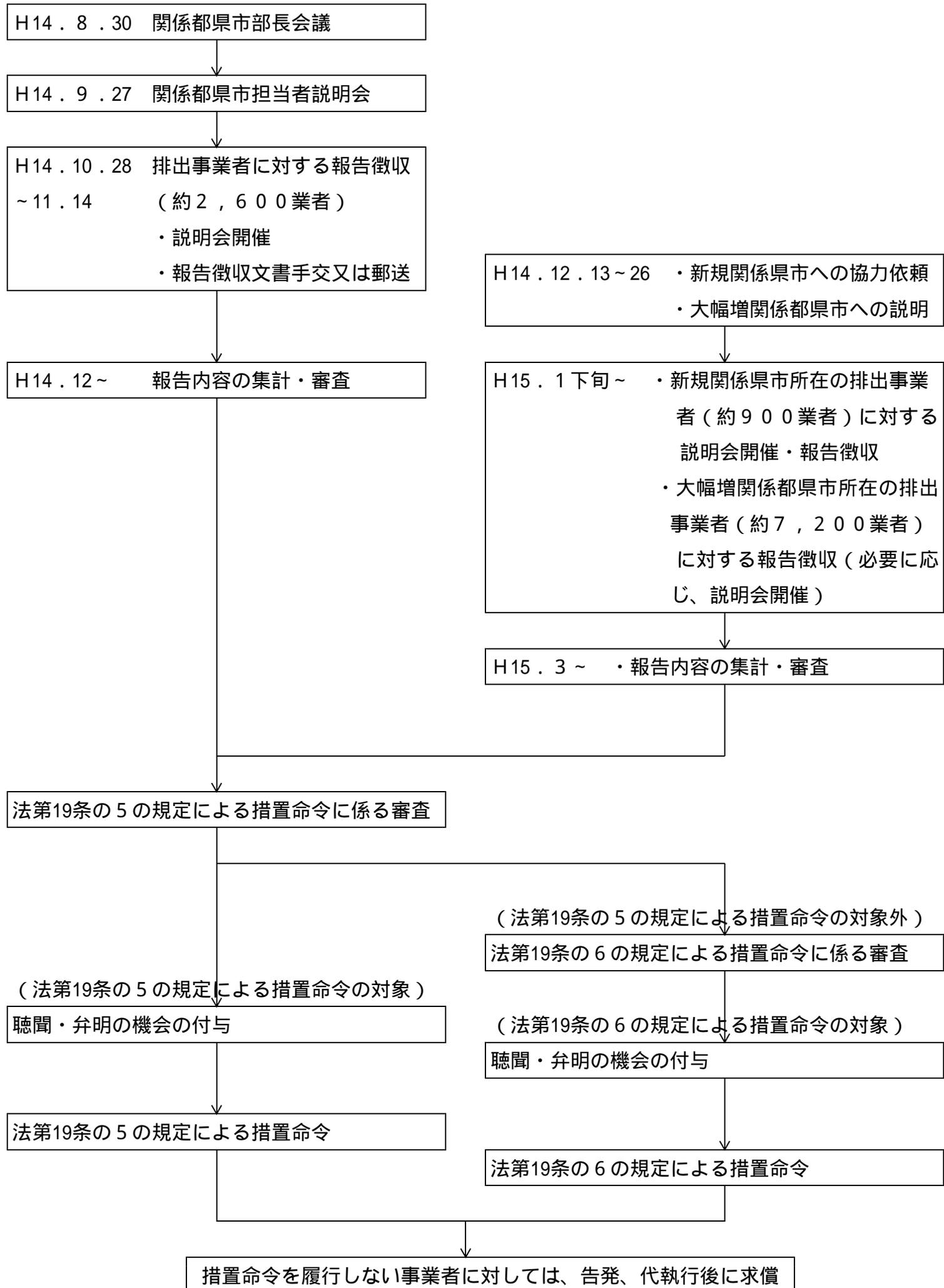
都道府県別排出事業者数(12/24現在)

資料3-1

		14.8.30 現在		14.12.24 現在			
所在都道府県等名		計	都道府県別計	計	都道府県別計	増減	都道府県別計
北海道	北海道	1		1		0	
	旭川市	1		1		0	
	札幌市	1	3	1	3	0	0
青森県	青森県	42	42	41	41	-1	-1
岩手県	岩手県	22	22	26	26	4	4
宮城県	宮城県	31		194		163	
	仙台市	6	37	34	228	28	191
秋田県	秋田県	7		7		0	
	秋田市	1	8	1	8	0	0
山形県	山形県	1	1	1	1	0	0
福島県	福島県	29		29		0	
	いわき市	3		6		3	
	郡山市	1	33	5	40	4	7
茨城県	茨城県	203	203	792	792	589	589
栃木県	栃木県	89		553		464	
	宇都宮市	45	134	310	863	265	729
群馬県	群馬県	153	153	561	561	408	408
埼玉県	埼玉県	806		2,193		1,387	
	さいたま市	74	880	362	2,555	288	1,675
千葉県	千葉県	77		298		221	
	千葉市	2	79	35	333	33	254
東京都	東京都	693	693	3,525	3,525	2,832	2,832
神奈川県	神奈川県	67		250		183	
	横浜市	75		152		77	
	川崎市	31		123		92	
	横須賀市	1		34		33	
	相模原市	5	179	104	663	99	484
新潟県	新潟県	8		104		96	
	新潟市	1	9	258	362	257	353
山梨県	山梨県	6	6	189	189	183	183
長野県	長野県	7	7	49	49	42	42
静岡県	静岡県	5		280		275	
	静岡市	0		51		51	
	浜松市	0	5	44	375	44	370
愛知県	愛知県	1	1	1	1	0	0
大阪府	大阪府	2		4		2	
	大阪市	1	3	3	7	2	4
兵庫県	神戸市	2	2	4	4	2	2
香川県	香川県	1	1	2	2	1	1
福岡県	福岡県	0	0	1	1	1	1
小計		2,501	2,501	10,629	10,629	8,128	8,128
所在地不明		126	126	92	92	-34	-34
合計		2,627	2,627	10,721	10,721	8,094	8,094

注1. 事業者数は、青森県、岩手県が三栄化学工業(株)の実績報告書・取引業者台帳、縣南衛生(株)への処理委託者・収集運搬業者への報告徴収、縣南衛生(株)の破産管財人から提出されたマニフェスト等から把握した排出事業者のうち、都道府県名が判明しているものを暫定的に整理したものである。
 2. 都道府県、保健所設置市毎の集計に当たり、所在地の市町村名が不明である事業者については、全て都道府県として整理した。
 3. 「所在地不明」は、事業者名は判明しているが、所在都道府県等が不明なものである。

排出事業者責任の追及に係る手順



特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する 特別措置法案（仮称）の概要

背景

過去（廃棄物処理法の平成9年改正法施行前）に不適正処分された産業廃棄物

- ・生活環境の保全上の支障が長期間にわたって発生
- ・産業廃棄物に関する不信感の象徴であり、循環型社会の形成の阻害要因

時限法による財政支援等により、早期に問題解決を図る必要

基本方針の策定（環境大臣）

平成24年度までの間に支障の除去等を計画的かつ着実に推進するための基本的な方針を策定

- ・環境大臣は、関係行政機関の長に協議

実施計画の策定（都道府県又は保健所設置市）

基本方針に即して、当該都道府県等の区域内における支障の除去等の実施に関する計画を策定

- ・都道府県等の環境審議会及び関係市町村の意見を聴取
- ・環境大臣に対して協議（環境大臣は同意の際に総務大臣に協議）

特定支障除去等事業の実施

都道府県等が実施計画に基づく支障除去等事業について、自ら支障の除去等を実施

特定支障除去等事業に要する費用について国庫補助（有害性の高い廃棄物については1/2補助）

都道府県等の負担分について、地方債の起債特例

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案について

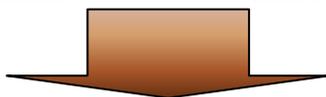
廃棄物の排出量の増加による最終処分場のひっ迫、豊島事件に代表されるような不法投棄の深刻化等



平成9年、平成12年に廃棄物処理法を改正
不適正処理の防止・適正処理の確保のため、マニフェスト制度の強化、排出事業者責任の強化、暴力団等の欠格要件の追加、不法投棄の原状回復のための基金制度の創設などを措置



青森・岩手県境不法投棄事件のような不適正処理事例が依然として問題となっており、更なる不適正処理の防止と適正処理の確保が必要となる一方で、適正なりサイクル推進のための制度の合理化が必要。



(1) 廃棄物処理・リサイクルの推進のための制度の合理化

広域的なりサイクルを推進するため、環境大臣の認定により地方公共団体ごとの業の許可を不要とする特例制度の創設

一般廃棄物、産業廃棄物の区分にかかわらず、同様の性状を有する廃棄物の処理施設について、重複して施設の許可を取ることを不要とする特例制度の創設

廃棄物処理施設整備計画の策定

(2) 不適正処理の防止・適正処理の確保

不適正処理防止策の強化（自治体の調査権限の強化、不法投棄の未遂罪の創設など）

廃棄物でないが環境保全上の支障が生じるおそれがある使用済物品等について、必要最小限の処理基準の適用等

(3) 役割分担の適正化

市町村で処理困難な廃棄物であって生産者等の対応が必要なものについて、所要の取組を求める枠組みの創設

産業廃棄物の不法投棄事案に対処するため、緊急時の国の調査権限の創設等

原状回復の基本方針について

1 原状回復及び環境再生の基本的な考え方

(1) 原状回復

産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、当該産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障を除去し、又はその発生を防止すること。すなわち生活環境の保全上支障のある廃棄物及び汚染土壌等は除去すること。

(2) 環境再生

原状回復した土地について、例えば、植樹、播種等により森林、採草地等に再生すること。

なお、原状回復後の環境再生を進めるに当たっては、地元の意向等を十分に踏まえるとともに、その内容、事業主体、費用負担、管理形態等について検討する必要がある。

2 国における新法の制定

国においては、廃棄物処理法の平成9年改正法の施行前に不適正処分された産業廃棄物について、新法により財政支援の特例措置を講じ、早期の問題解決を図ることとしている。

このため、今国会に「特定産業廃棄物に起因する支障の除去に関する特別措置法（仮称）」の提案を予定している。

同法案の詳細は明らかにされていないが、これまでに入手した情報によると概要は次のとおりである。

- ・ 10年間の時限立法である。
- ・ 県は、市町村等の意見を聴し、環境大臣との協議を踏まえて「支障の除去等の実施に関する計画」を策定する。
- ・ 県が実施計画に基づき支障の除去等を実施する場合は、国は補助及び地方債の起債の特例措置を講ずる。

3 不法投棄等の特性

これまでの調査結果等から、東側地域と西側地域では、それぞれ次のような状況にあり、東側では比較的広いエリアにいわばスポット的な投棄、西側ではエリア一帯に大量の投棄といった特性が確認されている。

(1) 投棄面積 東側：16ha 西側：11ha

(2) 投棄量 東側：15万m³ 西側：67万m³

- (3) 投棄形態 東側：16ヶ所にブロック区分ができるスポット的な投棄
ブロック単位で燃えがら、バークなどほぼ同質な種類
の廃棄物が投棄
西側：エリア一帯に大量に投棄
焼却灰、堆肥様物、汚泥、RDF様物が層状に埋設
- (4) 地 形 東側：尾根部に位置し相対的に標高が高く、周囲からの水
の流入可能性は少ない。
西側：相対的に標高が低く、沢部を中心に流水が認められ
る。
- (5) 地 下 水 東側：これまでのボーリング調査等から見れば、地下水量
が少ないと考えられるが、なお調査結果については
専門家の意見等を踏まえ検討中である。
西側：汚染水は、不透水層の上部で現場内に拡散し、地形
的には現場西方への流れとなっている。
- (6) 不法投棄廃棄物の種類
東側：廃棄食品、廃プラスチック、RDF状廃棄物、燃え
がら、ドラム缶、汚泥、廃油、堆肥様廃棄物、バ
ーク、鶏糞
西側：バーク堆肥主体、焼却灰主体、RDF様物主体、汚
泥主体のもの

4 原状回復の基本方針

現場の西側と東側では投棄された廃棄物の種類、量、有害性、投棄形態等
が異なることから、それぞれの特性に応じた最も効果的な対策を講ずること
とする。

なお、原状回復のために除去すべき有害廃棄物や対策方法については、
技術部会の検討及び合同検討委員会の提言を踏まえて両県がそれぞれの
状況に応じて決定する。